

済生会福島総合病院

条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、済生会福島総合病院が発注する清掃業務について、条件付一般競争入札を実施するに当たり、「工事、物品購入、業務委託、修理等処理規程（平成27年4月1日施行）」第6条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、対象業務とは、条件付一般競争入札により入札を行う清掃業務をいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、済生会福島総合病院が発注する清掃業務（以下「委託業務」という。）のうち、原則として予定価格が100万円を超えるものとする。ただし、随意契約により契約を締結する委託業務は除くものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成15年7月29日制定。以下「要綱」という。）第7条に規定する庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関する事。
- (2) 企業の対象業務の実績に関する事。
- (3) 企業の同規模業務の実績に関する事。
- (4) 配置予定技術者の資格等に関する事。
- (5) その他必要な事項

(入札の公告)

第5条 院長は、次に掲げる事項について、済生会福島総合病院のホームページ及び掲示板等に掲示する方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書等の提出方法及び提出期限
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (7) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

2 公告は、入札の前日から起算して10日前(土・日・祝日を除く。ただし、緊急の必要がある場合においては5日前)までに行うものとする。

(設計図書等の周知)

第6条 院長は、入札心得、図面、仕様書、入札説明書、契約書案(以下「設計図書等」という。)を、前条に規定する「入札の公告」に示した方法により周知するものとする。

2 前項に規定する周知の期間は、入札書等の郵便局差出期限の日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、「条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第1号)」(以下「質問書」という。)により、院長が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間(休日を除く。)とするものとする。

4 院長は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を「条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書」(以下「回答書」という。)により周知するものとする。

5 前項の回答書は、第1項と同様の方法により周知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、「条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」を公告に示す期日までに院長に提出しなければならない。

2 院長は、入札参加希望者の参加資格について審査し、参加資格の有無を「条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第5号）」（以下「資格確認通知書」という。）により通知するものとする。

3 本入札に参加する者は、別紙1に定める暴力団排除に関する誓約事項に同意したものである。

(無資格者への理由説明)

第8条 入札参加資格がないと通知された者は、前条の通知を受けた日から起算して2日以内（休日を除く。）に、書面をもって院長に説明を求めることができる。

2 院長は、前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内（休日を除く。）に書面をもって回答するものとする。

(有資格者への入札説明)

第9条 本件入札において説明会は実施しないが、必要が生じた場合には、入札参加有資格者を対象として、別途通知のうえ、説明会を開催することがある。

(入札保証金)

第10条 入札保証金の納付は免除するものとする。ただし、落札の決定通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の届出方式)

第11条 条件付一般競争入札は、入札参加希望者が入札公告に基づき入札書を郵送により提出するものとする。

2 入札参加希望者は、入札書（様式第3号）及び入札金額に対応した入札金額の見積内訳表（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、提出しなければならない。

3 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所及び開札日を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒と資格確認通知書の写しを入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所及び開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

(入札書等の保管等)

第12条 院長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 配達された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名押印がない入札
- (5) 頭金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 第11条に規定する郵送方法によらない入札
- (8) 公告で示した入札書の提出期日以外の日に到達した入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札

(10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札

(2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

(開札)

第14条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、感染症拡大防止対策に伴い、外部関係者を入れず、複数の院内担当者により封書の開札を行う。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 開札を行ったときは、直ちに入札書を入札金額の低い順に並べ、入札金額の低い者から順に、入札書及び中封筒の記載事項を確認するものとする。

5 前項の確認は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札を確認するまで行うものとする。

(落札候補者)

第15条 院長は、最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（前条第4項の規定による無効又は失格の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(くじの実施)

第16条 第14条第4項の開札において、失格の入札を行った者を除き、最低価格又は第2番目の価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより順位を決定するものとする。

2 前項のくじの確認は、第14条第3項の規定に基づく当該入札の立会者となっている職員が行うものとする。

(落札決定の保留)

第17条 院長は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第18条 開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

- 2 落札者を決定する前において第1順位の落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第19条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

(落札者の決定)

第20条 院長は、入札書に記載された事項を基に、「入札状況調書」を作成し、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）でかつ入札参加資格の条件（第4条の規定に基づき定めた資格要件をいう。）を満たす者（第13条に規定する無効又は失格の入札を行った者を除く。）を落札者に決定するものとする。

- 2 院長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知するものとする。
- 3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、済生会福島総合病院のホームページによる当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(再度入札)

第21条 落札候補者が決定しない場合には、再度の入札を行うものとする。

- 2 再度入札に参加できる者は、初回入札参加者のうち無効又は失格の入札書を提出していない者とする。
- 3 院長は、前項に規定する再度入札に参加できる者に対して、入札参加資格を確認した上で、改めて再度入札の日時及び場所等を通知するものとする。

- 4 再度入札は、2回を限度に入札参加者が入札書を持参する立会入札により行うものとする。なお、再度入札を行っても、落札者がいないときは、済生会経理規程第68条第1項第6号の規定により随意契約に移行するものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月2日から施行し、同日以後に発注する委託業務について適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、同日以後に発注する委託業務について適用する。